【郵便入札】

入　札　心　得

１．入札者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）等に抵触する行為を行ってはならない。

１．入札者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。

１．入札者は、落札者の決定前に、他の入札者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

１．入札書は本市指定の様式に必要な事項を記載し、記名、押印（押印はあらかじめ使用印鑑として本市に届け出た印鑑による。）すること。

１．入札書は、封筒に「入札書在中」と朱書きし、本市が指定する方法で提出すること。

１．入札書と同時に見積内訳書の提出を求めている場合は、入札書と同封して提出すること。

１．入札書は、本市が指定した期日までに到着したものでなければ受理することができない。

１．入札者は、当該入札に対する他の入札者の代理をすることはできない。

１．入札者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

１．入札者のうち、予定価格以下最低制限価格以上で、最低価格の者を落札者とする。

１．落札となるべき同じ価格の入札をした者が２人以上あるときは、くじにより落札者を決定する。

１．開札の結果、落札者がないときは２回を限度として再度入札をする。

ただし、入札が無効とされた者は本件について再度入札に参加することができない。

１．最低制限価格未満の入札は失格とし、本件について再度入札に参加することができない。

１．最低入札価格発表後（再度入札の場合）発表額以上の入札者は失格とし、本件について再度入札に参加することができない。

１．次に該当する入札は無効とし、再度入札に参加することができない。

イ．入札参加資格のない者がした入札。

ロ．入札金額を訂正した入札。

ハ．入札に際し、不正の行為があったと認めたとき。

ニ．入札書記載の金額、氏名、印影、その他入札要件の記載が確認できないとき。

ホ．指定した日時を過ぎて到着した入札。

ヘ．指定した郵送方法以外の方法で入札書を提出した入札。

ト．一つの入札について同一の入札参加者が２通以上の入札書を提出した入札。

チ．封筒に記載された委託業務名、入札者の所在地及び名称等が、入札書に記載されたものと相違するとき。

１．落札者が決定したときは、開札に立ち会った入札者に口頭で知らせる。

落札者となる者が開札に立ち会わなかったときは、その者に落札者となった旨を速やかに通知する。

１．入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。

⑴　入札前にあっては、入札辞退届を大津市健康福祉部保健所健康推進課に直接持参し、又は郵送（入札日の前日までに到達するものに限る。）して行う。

⑵　入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではない。